

ケアハウスあくなみ苑

〈入居者募集案内〉

重要事項説明書

◎ケアハウスの目的

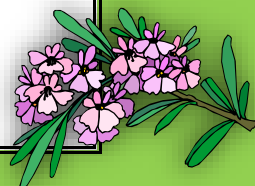
身体機能の低下や高齢等により、独立して生活するには不安があり、ご家族の援助を受けることも難しいという方のために、自立した生活が確保できるよう工夫された「高齢者向けの住宅」として個人の自立を重視し、あくまでも「住まい」であることにこだわる新しいタイプの施設です。
(訪問介護事業所のヘルパーはご利用いただけます)

◎施設の概要

所在地	奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1
入居定員	15名(夫婦2組・単身者11名)
開設	平成 9年 4月 1日
構造	鉄筋コンクリート三階建三階部分
敷地面積	6,189.64㎡
延床面積	4,511.55㎡ (うちケアハウス棟993.84㎡)

◎設備の概要

- 居室
単身者用(21.83㎡) 11室
夫婦用(38.90㎡) 2室
冷暖房設備、トイレ、洗面化粧台、ミニキッチン
電話、ナースコール、整理タンス
- 共通設備
食堂、娯楽集会室、相談室、浴室、ランドリー室等
また特別養護老人ホーム、デイサービスセンター
在宅介護支援センターを併設していますので
必要に応じ各施設の設備をご利用いただけます。
(厚生年金・国民年金積立金還元融資施設)



◎サービスの概要

- (1) 朝昼夕3食の食事提供
- (2) 入浴は週4日(シャワー常時使用可)
- (3) 生活相談と趣味、娯楽の支援
- (4) 在宅福祉サービスの利用支援
- (5) 健康管理相談等

◎利用できる方

- (1) 60才以上の方(ご夫婦で利用される場合はどちらか60才以上)。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方、
又は高齢等で独立して生活するには不安が認められる方。
(独り暮らし又は家族の援助を受けることができない方)
- (3) 日常生活において身の回りのことが自分でできる方。
- (4) 利用料(生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用・暖房費)の支払い
及び、その他利用料の支払いのできる方。
- (5) 管理規程の各項目を守り集団生活に適応していただける方。

◎利用方法

1. 相談窓口

- ・各市町村の役場福祉担当課
- ・老人福祉施設 三室園組合 三室園
- ・老人総合福祉施設あくなみ苑

2. 申込方法

- (1) まず申込書をご請求下さい。

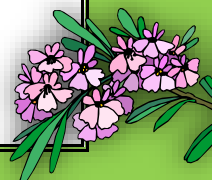
請求先 老人総合福祉施設 あくなみ苑

〒639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1

TEL 0743-59-0070

FAX 0743-59-0067

- (2) 申込書と所定の添付書類を持参又は郵送下さい
(宛先は上と同じで住民票・所得証明書・健康診断書等必要)
- (3) 書類審査の上、面接の通知をいたします。
- (4) 面接の結果、入居していただけることが決まりましたら
あらためて入居契約をしていただきます。
- (5) 申込受付開始 平成9年3月10日より



◎事故発生防止及び発生時の対応について

①事故発生の防止について

当苑ではセーフティマネジメント委員会を設置しています。毎月/1回、委員会を開催し、ご利用者の状況を情報共有し、事故防止のための対策などを検討する会議を行っております。

委員会の構成は、施設長、生活相談員、看護師、施設ケアマネジャー、介護主任、介護副主任、介護職員(委員会担当職員)となっております。

また、日常の軽微な事故についても社内メールを活用し、全職員に情報を共有するように努めています。

②事故発生時の対応について

入所中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置をとるとともにご家族に連絡します。

事故発生時には、上記と同様の対応を行い、必要に応じて救急搬送等を行います。記録は5年間保管(記録の保存年限:サービス提供の日から5年間)し、必要時、または求めに応じて開示いたします。

◎苦情の受付について

施設サービスその他で、不服なことがあれば遠慮なく申し出てください。解決のために努力をします。私達は常に誠実な対応に心がけます。

○あくなみ苑窓口

苦情受付:生活相談員

苦情解決責任者:施設長

電 話:(0743)59-0070

施設で解決できない不服な点や、苦情があれば、以下の公的機関にお申し出いただくこともできます。

○市町村の窓口

安堵町役場 健康福祉課

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町東安堵853

電 話:(0743)57-1590

○公的団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会介護保険室

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館内 5階

電 話:(0744)29-8311 FAX:(0744)29-8322

奈良県運営適正化委員会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

電 話:(0744)29-0100 FAX:(0744)29-010

◎利用料

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 居住に要する費用 | 20年間分として500万円(単身者・契約時一括支払の場合)
他に月々分割払と一部一括残金月々分割払があります。 |
| (2) サービス提供に要する費用 | 月額 10,000円～92,000円
前年の収入に応じて、負担額が異なります。 |
| (3) 生活費 | 月額 44,510円
食費等の費用です。 |
| ※冬季加算 | (11月～3月)1,960円 |
| (4) 光熱水費 | (下水道料金含む)
月額 5,000円 |
| (5) 電話使用料 | 基本料 1,400円(月額)
ダイヤルイン工事費(入退所時) 27,500円(税込)
通話料 実費(月額)
口座引き落とし手数料 南都銀行:110円(税込)
その他銀行:220円(税込) |
| (6) 送迎代(施設の行事等の外出時のみ対応) | 走行距離×50円(1km=50円) |
| (7) 預貯金等管理手数料(自己管理が難しく希望される方のみ) | 月額 500円 |

深時ゆ
い間っ
絆のく
をなり
再か流
発でれ
見 る

ともに笑い、ともに語らい、
ともに憩う喜びを。

退居時における居住に要する費用の返還額算出方式

○単身用居室入居契約の場合：返還額は、次の方式により算出した額とする。

$$\boxed{\text{単身用居室の居住に要する費用を一括又は併用方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}}$$

○夫婦用居室入居契約の場合：返還額は、次の方式により算出した額とする。

$$\boxed{\text{夫婦用居室の居住に要する費用を一括又は併用方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}} = A$$

$$\boxed{\text{単身用居室の居住に要する費用を一括又は併用方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}} = B$$

※ 夫婦用居室入居の場合において入居者のいずれかが、規程に定められている理由により契約解除となった時（例：夫婦のいずれかが死亡した場合等）に残されたもう一方の利用者が夫婦用居室の入居契約を変更し、他の単身用居室に入居する場合の一括納入している居住に要する費用の返還額については、上記の方式（A及びB）により、それぞれ算出し、Aの額からBの額を減して得た額とし契約者の居室移転時に返還するものとする。

本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）

（令和4年10月から適用）

対象収入による階層区分		本人からのサービス提供に 要する費用徴収額（月額）
1	1,500,000円 以下	10,000 円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000 円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000 円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000 円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000 円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000 円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000 円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000 円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000 円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000 円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000 円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000 円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000 円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000 円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000 円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000 円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	92,000 円
18	3,100,001円 以上	92,000 円

- (1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用（月額）を本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）とする。
- (3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用徴収額については上記表の額から30パーセント減額した額を本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切り捨てとする。

単身者用負担額表(ケアハウス)

令和4年 10月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用	12,500	居住に要する費用	20,840
生活費	44,510	生活費	44,510	生活費	44,510
冬期加算	1,960	冬期加算	1,960	冬期加算	1,960

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	10,000	54,510	56,470	67,010	68,970	75,350	77,310
2	1,600,000円以下	13,000	57,510	59,470	70,010	71,970	78,350	80,310
3	1,700,000円以下	16,000	60,510	62,470	73,010	74,970	81,350	83,310
4	1,800,000円以下	19,000	63,510	65,470	76,010	77,970	84,350	86,310
5	1,900,000円以下	22,000	66,510	68,470	79,010	80,970	87,350	89,310
6	2,000,000円以下	25,000	69,510	71,470	82,010	83,970	90,350	92,310
7	2,100,000円以下	30,000	74,510	76,470	87,010	88,970	95,350	97,310
8	2,200,000円以下	35,000	79,510	81,470	92,010	93,970	100,350	102,310
9	2,300,000円以下	40,000	84,510	86,470	97,010	98,970	105,350	107,310
10	2,400,000円以下	45,000	89,510	91,470	102,010	103,970	110,350	112,310
11	2,500,000円以下	50,000	94,510	96,470	107,010	108,970	115,350	117,310
12	2,600,000円以下	57,000	101,510	103,470	114,010	115,970	122,350	124,310
13	2,700,000円以下	64,000	108,510	110,470	121,010	122,970	129,350	131,310
14	2,800,000円以下	71,000	115,510	117,470	128,010	129,970	136,350	138,310
15	2,900,000円以下	78,000	122,510	124,470	135,010	136,970	143,350	145,310
16	3,000,000円以下	85,000	129,510	131,470	142,010	143,970	150,350	152,310
17	3,100,000円以下	92,000	136,510	138,470	149,010	150,970	157,350	159,310
18	3,100,001円以上	92,000	136,510	138,470	149,010	150,970	157,350	159,310

夫婦用負担額表(ケアハウス)

令和4年 10月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用	25,000	居住に要する費用	41,680
生活費	89,020	生活費	89,020	生活費	89,020
冬期加算	3,920	冬期加算	3,920	冬期加算	3,920

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	14,000	103,020	106,940	128,020	131,940	144,700	148,620
2	1,600,000円以下	26,000	115,020	118,940	140,020	143,940	156,700	160,620
3	1,700,000円以下	32,000	121,020	124,940	146,020	149,940	162,700	166,620
4	1,800,000円以下	38,000	127,020	130,940	152,020	155,940	168,700	172,620
5	1,900,000円以下	44,000	133,020	136,940	158,020	161,940	174,700	178,620
6	2,000,000円以下	50,000	139,020	142,940	164,020	167,940	180,700	184,620
7	2,100,000円以下	60,000	149,020	152,940	174,020	177,940	190,700	194,620
8	2,200,000円以下	70,000	159,020	162,940	184,020	187,940	200,700	204,620
9	2,300,000円以下	80,000	169,020	172,940	194,020	197,940	210,700	214,620
10	2,400,000円以下	90,000	179,020	182,940	204,020	207,940	220,700	224,620
11	2,500,000円以下	100,000	189,020	192,940	214,020	217,940	230,700	234,620
12	2,600,000円以下	114,000	203,020	206,940	228,020	231,940	244,700	248,620
13	2,700,000円以下	128,000	217,020	220,940	242,020	245,940	258,700	262,620
14	2,800,000円以下	142,000	231,020	234,940	256,020	259,940	272,700	276,620
15	2,900,000円以下	156,000	245,020	248,940	270,020	273,940	286,700	290,620
16	3,000,000円以下	170,000	259,020	262,940	284,020	287,940	300,700	304,620
17	3,100,000円以下	184,000	273,020	276,940	298,020	301,940	314,700	318,620
18	3,100,001円以上	184,000	273,020	276,940	298,020	301,940	314,700	318,620

単身者用負担額表(ケアハウス)

平成16年 4月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用		居住に要する費用	31,250
生活費	44,510	生活費		生活費	44,510
冬期加算	1,960	冬期加算		冬期加算	1,960

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	10,000	54,510	56,470			85,760	87,720
2	1,600,000円以下	13,000	57,510	59,470			88,760	90,720
3	1,700,000円以下	16,000	60,510	62,470			91,760	93,720
4	1,800,000円以下	19,000	63,510	65,470			94,760	96,720
5	1,900,000円以下	22,000	66,510	68,470			97,760	99,720
6	2,000,000円以下	25,000	69,510	71,470			100,760	102,720
7	2,100,000円以下	30,000	74,510	76,470			105,760	107,720
8	2,200,000円以下	35,000	79,510	81,470			110,760	112,720
9	2,300,000円以下	40,000	84,510	86,470			115,760	117,720
10	2,400,000円以下	45,000	89,510	91,470			120,760	122,720
11	2,500,000円以下	50,000	94,510	96,470			125,760	127,720
12	2,600,000円以下	57,000	101,510	103,470			132,760	134,720
13	2,700,000円以下	64,000	108,510	110,470			139,760	141,720
14	2,800,000円以下	71,000	115,510	117,470			146,760	148,720
15	2,900,000円以下	78,000	122,510	124,470			153,760	155,720
16	3,000,000円以下	85,000	129,510	131,470			160,760	162,720
17	3,100,000円以下	92,000	136,510	138,470			167,760	169,720
18	3,100,001円以上	92,000	136,510	138,470			167,760	169,720